

特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

令和3年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 （仮称）新潟駅部高架下開発

所在地 新潟市中央区花園一丁目185外48筆

設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 意見の概要

県の意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和3年7月20日から令和3年8月20日まで